契約書(案)

発注者 支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 <mark>小林 直人</mark>(以下「発注者」という。)と<mark>受注者 株式会社●●●● 代表取締役 ●● ●●</mark>(以下「受注者」という。)は、令和8~11年度青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式(以下「業務」という。)に関し下記条項により契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。 (契約の目的)

第2条 受注者は、別添仕様書に基づき業務を行い、発注者は受注者にその対価を支払う ものとする。

(契約金額)

- 第3条 契約金額は、金●●, ●●●, ●●●円(うち消費税及び地方消費税金、●, ●●●, ●●●円) とし、毎月の支払金額は、別表のとおりとする。
- 2 この契約は、国庫債務負担行為に係る契約とする。
- 3 各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

令和8年度

金●, ●●●, ●●●円(うち消費税及び地方消費税金、●●●, ●●●円) 令和9年度

金●、●●●、●●●円(うち消費税及び地方消費税金、●●●、●●●円)

令和10年度

金●、●●●、●●●円(うち消費税及び地方消費税金、●●●、●●●円)

令和11年度

金●、●●●、●●●円(うち消費税及び地方消費税金、●●●、●●●円)

4 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(契約保証金)

第4条 この契約の保証金は、<mark>免除</mark>する。

(履行期間及び場所)

第5条 この契約の履行期間及び場所は次のとおりとする。

期間 令和8年4月1日(予定)から令和12年3月31日までの48月とする。

なお、履行開始日までに納車が間に合わない場合は、同等車種の代車(レンタカー可)を納車することも可能とするが、その場合でも<mark>令和8年4月30日まで</mark>に納車すること。やむを得ず<mark>令和8年4月30日</mark>を過ぎる場合は、事前に契約担当官に承認を得ること。

場所 支出負担行為担当官が指定する場所

(費用負担)

第6条 本契約書に別に定めるものを除き、受注者が本契約を履行する上で要する一切の 費用は、受注者の負担とする。

(再委託)

- 第7条 受注者は、業務の全部を第三者(受注者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- 2 受注者は、再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。
- 3 受注者は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 受注者は、業務の一部を再委託するときは、受注者が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第8条 受注者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 受注者は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反 したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表された ものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場 合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

- 第9条 受注者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第 三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制 図を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。) の名称のみの変 更
- (2) 事業参加者の住所のみの変更

- (3) 契約金額のみの変更
- 3 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めた ときは、受注者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(遅滞料)

- 第10条 発注者は、受注者が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、 発注者がその超過分の損害につき受注者に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

- 第11条 受注者は、天災地変その他受注者の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、発注者に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定 にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(納期の有償延期)

- 第11条の2 受注者は、第11条に規定する事由以外の事由によって履行期限内に業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅 滞料を徴収して延期を許すことができる。

(監督)

第12条 発注者は、本契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員に受注者の業務を 監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

- 第13条 受注者は各月末及び業務終了後、発注者の指定する検査職員に連絡し、検査を 受けなければならない。
- 2 発注者の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 受注者は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 4 受注者は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

- 第14条 受注者は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを官署支出官青森 労働局長に書面にて請求するものとする。支払請求書には、支払金額のほか、納入場所 及び納入数量を記載するか、またはこれらを明らかにした内訳書を添付するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な支払請求書が提出されたときは、これ を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第15条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を 支払わないときは、支払い金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延 利息として受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第16条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により発注者に届け出なければならない。

(秘密の保持)

- 第17条 受注者は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは 第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくては ならない。

(個人情報保護)

- 第18条 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 受注者は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。
- 4 受注者は、業務を完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報の返却、 又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 5 受注者は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに発注者に連絡するとともに、 その詳細を書面にして報告しなければならない。
- 6 発注者は、特に必要と認めた場合は、受注者に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は発注者の指定する職員に受注者の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、受注者は発注者に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第19条 発注者は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除する ことができる。

- 2 発注者は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合 に受注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として発注者の指定 する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認 められるときは、何ら催告を要しない。
- (1) 第10条及び第10条の2の規定により延期が認められた場合を除き、期限内に業務を完了しないとき。
- (2) 受注者の都合により、受注者が発注者に対して本契約の解除を請求し、発注者がそれを承認したとき。
- (3) 受注者の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 発注者が行う検査又は納入に際し、受注者又はその代理人若しくは使用人等が職務 執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第17条の規定に違反したとき。
- 3 発注者は受注者について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何 らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 発注者による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る発注者 又は受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものと する。
- 5 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第20条 天災その他不可抗力又は発注者受注者双方の責に帰し得ない事由により、契約 の履行ができなくなったときは、受注者は当該契約を履行する義務を免れ、発注者は契 約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

- 第21条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、他に 定める場合を除き、発注者が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。
- 2 受注者は、本契約の履行に着手後、第19条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、発注者の意思表示があった10日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 発注者は、前項の請求を受けたときは、発注者が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第22条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の 場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令 を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条7第3項の規定による課 徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7 項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知 文書の写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、第1項第3号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、 速やかに発注者に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第23条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の 全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、発 注者の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があ った場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を発注者が 指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法 第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2)公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5)前条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当したとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合におい

て、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第24条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第25条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を 要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (行為要件に基づく契約解除)
- 第26条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為が あったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第27条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人 等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者 (再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契 約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないこと を確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第28条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直 ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるように しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しく は下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請 負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を 講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第29条 発注者は、第19条第2項、同条第3項、第25条、第26条、第28条第2項、第32条及び第35条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 2 受注者は、発注者が第19条第2項、同条第3項、第25条、第26条、第28 条第2項、第32条及び第35条第2項の規定により本契約を解除した場合において、 発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」 という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させる とともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜 査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第31条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約の解除等)

- 第32条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他 の手続きを要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解 除することができる。
- (1) 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を 受け又は送検されたとき。
- (2) 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する書類等に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第33条 第32条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、

発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(法令遵守)

第34条 受注者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第35条 発注者は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、 当該納品物が 契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年 以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を受注者に通知した場 合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなけれ ばならない。なお、発注者は、受注者に対して第2号を請求する場合において、事前に 相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
- (1) 発注者の選択に従い、発注者の指定した期限内に、受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 発注者は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、受注者に対する損害賠償請求 及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は 契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項 を適用するものとする。
- (紛争又は疑義の解決方法)
- 第36条 この契約の履行に当たり、発注者及び受注者間に紛争又は疑義が生じた場合は、 必要に応じ発注者受注者協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については青森地方裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第37条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第15条、第17条、第19条第2項、第21条、第23条、第24条、第27条、第29条、第33条、第35条、第3 6条及び本条はなお有効に存続するものとする。 本契約の証として本書二通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和7年●●月●●日

発注者 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎5階

支出負担行為担当官

青森労働局総務部長 小林 直人 印

●●●●●●●●●●●

•••••••

印

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 殿

住 所商号又名称 代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 $8\sim11$ 年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る再委託について、 下記のとおり申請します。

記

- 1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2. 委託する相手方の業務の範囲
- 3. 委託を行う合理的理由
- 4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 殿

> 住 所商号又名称 代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和 $8\sim11$ 年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る再委託について、 下記のとおり申請します。

記

- 1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2. 変更後の事業者の業務の範囲
- 3. 変更する理由
- 4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 殿

名称 代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名(契約締結時の日付番号も記載のこと。)
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

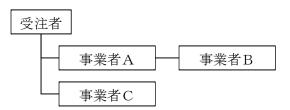
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額(受注者が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
В			



令和8~11年度 青森労働局の 業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書

令和7年10月 青森労働局

1 件名

令和8~11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

2 業務概要

青森労働局(管内の労働基準監督署、公共職業安定所及び同出張所を含む。以下同じ。以下「労働局」という。)において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和8年4月1日(予定)から令和12年3月31日までの48月とする。

なお、履行開始日までに納車が間に合わない場合は、同等車種の代車(レンタカー可)を納車することも可能とするが、その場合でも令和8年4月30日までに納車すること。やむを得ず令和8年4月30日を過ぎる場合は、事前に契約担当官に承認を得ること。

4 契約方法

一般競争入札(総合評価落札方式) (別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する)

5 調達内容

(1) 自動車の仕様

別紙1から別紙3に掲げる基準を満たす新車であること。

(2) 賃貸借台数

4台

小型乗用車4WD(5人乗り)スタッドレスタイヤあり4台

· · · (1)(2)(3)(4)

(3)納車場所

青森労働局 職業安定部 ・・・①

(青森市新町2-4-25 青森合同庁舎)

弘前労働基準監督署・・・②

(弘前市南富田町5-1)

野辺地公共職業安定所・・・③

(上北郡野辺地町字昼場12-1)

三沢公共職業安定所・十和田出張所・・・・④

(十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1階)

(4) 自動車保険の加入

上記(2)の4台については、ア~ウを満たす保険に加入すること。

ア 保険の種類

自動車保険(フリート契約)

- イ 補償内容
- (ア)対人賠償保険(1名につき) 無制限(免責なし)
- (イ)対物賠償保険(1件につき) 無制限(免責なし)
- (ウ) 車両保険(一般型) リース車両を補償できる額(免責 10 万円)
- ウ 特約その他
- (ア)対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
- (イ) 運搬・搬送費用 (ロードアシストサービス) 付きであること。
- (ウ) 弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること。
- (エ)無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
- (オ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
- (カ) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受注者と協議し決定した 様式により速やかに事故報告書を作成し、労働局に提出すること。
- (5) 労働局における自動車の状況

労働局における自動車の年間走行距離は別紙4のとおりである。

6 業務内容

(1)納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表(別紙5)を作成し、労働 局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制を構築すること。

(2)納車の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、納車期間が判明したら、具体的な納車日について労働局職員と調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書(受注者所定の様式で可。)を別紙5による納車先の担当者へ提出し、車両の点検を受けること。

(3)継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受注者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換 (ワイパーゴム、スパーグプラグ等修理含む)

- イ エンジンオイル交換(年2回、6か月安全点検ごと)
- ウ オイルエレメント交換(年1回)
- エ エアフィルター交換(年1回)
- オ バッテリー交換・補充(必要回数)
- カ タイヤ交換(必要本数)

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常 使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保 するため、その都度協議の上、負担について決定し、速やかに必要な対応を行 うこと。

また、検査終了後に検査証(受注者所定の様式で可。)を別紙5による納車先の担当者へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、その都度協議の上、負担について決定し、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) タイヤ交換等に係る対応

労働局職員からタイヤの交換(シーズンごとのタイヤの履き替え)依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受注者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(6) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)から(5)までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受注者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(7) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

労働局から事故の報告を受けたときは、それが保険対応の事故である場合は自賠責保険及び自動車保険に係る諸手続を行うこと。

イ 損害資料の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること (加入する保険会社等が作成・収集したものを含む。)。

- (ア) 損害調査報告書(損害査定額の他、相手方の損害明細、損害状況が確認 できる写真等の提出含む)
- (イ) 関係書類(車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、 委任状、車両保有の申立書等)
- (ウ)過失割合に関する資料(判例タイムズ等)の添付(根拠となる判例等の 提示を含む)
- (エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書(根拠となる判例等の提示を含む)
- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過
- ウ その他
- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する 等の特約を付帯することはできない。

- (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款(※)によるものとする。
 - ※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款 名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないよう、 労働局担当及び別紙5による納車先の担当者と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所(支店・営業所等)の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」(別紙6)を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

8 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用(別紙7)については、車両の安全な運行を確保するため、その都度協議の上、負担について決定すること。
- (2)納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受注者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3)業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏えいしないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物(作業報告書(別紙6)) を提出すること。その際、青森労働局検査員、労働基準監督署検査員又は公共職業安定所検査員の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料(引渡書、検査証明、事故報告書等)を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2)検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受注者は 直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時まで に、修正が反映された成果物を全て納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

青森労働局 総務部 総務課 電話番号 017-734-4111

担当:総務課長補佐、会計第1係長、会計第1係

11 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点=環境性能に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点(100点)を与え、さらに、環境性能について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)」第7条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点(加算点)を与える。

自動車の購入等に係る契約における環境性能の評価指標は燃費であり、標準値はグリーン購入法に基づく基本方針に定める車種別・燃料種別の燃費基準値とし、目標状態の燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の2倍とする。

加算点は、50点を満点とし、燃費目標値以上の場合にあっても50点を 上限(満点)とする。加算点は、入札者が納品しようとする自動車が評価指標において、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかを評価することとし、 具体的には、以下のとおりとする。

加算点= 加算点の満点 × <u>提案車の燃費値 - 燃費基準値</u> <u>燃費目標値 - 燃費基準値</u>

これを踏まえ、加算点の満点は50点、燃費目標値は燃費基準値の2倍であることから、

加算点= 50 × <u>提案車の燃費値 - 燃費基準値</u> 燃費基準値

となり、「環境性能に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能に対する得点」= (100 + 加算点)×4台【仕様書 小型乗用車①②③④】

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。
- 3. 自動車の燃費値の算定方法 WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

令和8~11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書①

	類型	小型乗用車(四輪(ガソリン)自動車)※軽四輪自動車を除く							
駆動方	式 等	4 W D							
スタッドレス	スタイヤ装着の有無	有							
台	数	1台							
総排気	量	900cc~1,500cc							
車両重	皇	1,500kg以内							
全	長	4,700mm以内							
全	幅	1,700mm以内							
全	高	2,000mm以内							
荷	室	分割可倒式リアシート							
乗車定	員	5名							
トランスミッ	ノション	オートマチック限定免許で運転可能なもの							
使 用 燃	料	無鉛レギュラーガソリン							
車体の	色	シルバー、グレーのいずれかを基調としたもの							
ᄪᅜᄱᄱ	H1-1" - ML 4P.	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車もし							
環境性能	排ガス性能	くは平成30年基準排出ガス75%低減レベル適合車							
	エアバックシステム	運転席及び助手席							
	アンチロックブレーキ	全車に装備							
	ETC車載器	必須(セットアップ作業の実施を含む)							
	空調	オート又はマニュアルエアコン							
	室内寸法 長	2,000mm以上							
	カーナビゲーション	必須(セットアップ作業の実施を含む) 純正品のカーナビが、Bluetooth機能等によるスマートフォンとの接続を必須とする場合、スマートフォンとの接続が不要のカーナビを別途装備すること							
4 ± / ≠		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受注者において更新作業及び更新SDカードを用意すること							
装備	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可							
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可							
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームルート27fps以上、記録媒体 microSDカードとし32GB以上のものを 1 枚装備すること							
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること							
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること							
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可							
	フロアマット	前席、後席分							
	サイドバイザー	前席、後席分							
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具							
	寒冷地仕様	有							
	7 - 12 OIT W	(無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)							
冬期	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること シーズン毎の交換については受注者で行うこと							
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること 摩耗時の交換については受注者で行うこと							

令和8~11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書②③

	類型	小型乗用車(四輪(ガソリン)自動車)※軽四輪自動車を除く							
駆動方	式等	4WD							
スタッドレス	スタイヤ装着の有無	有							
台	数	2台							
総排気	皇里	900cc∼1,500cc							
車両重	皇里	1,500kg以内							
全	長	4,700mm以内							
全	幅	1,700mm以内							
全	高	2,000mm以内							
荷	室	分割可倒式リアシート							
乗車定	員	5名							
トランスミッ	ッション	オートマチック限定免許で運転可能なもの							
使 用 燃	料	無鉛レギュラーガソリン							
車体の	色	シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの							
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車もし							
块况证化	がり入住化	くは平成30年基準排出ガス75%低減レベル適合車							
	エアバックシステム	運転席及び助手席							
	アンチロックブレーキ	全車に装備							
	ETC車載器	どちらでも可(設置する場合はセットアップ作業の実施を含む)							
	空調	オート又はマニュアルエアコン							
	室内寸法 長	2,000mm以上							
	カーナビゲーション	必須(セットアップ作業の実施を含む) 純正品のカーナビが、Bluetooth機能等によるスマートフォンとの接続を必須とする場合、スマートフォンとの接続が不要のカーナビを別途装備すること							
装備		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受注者において更新作業及び更新SDカードを用意すること							
衣佣	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可							
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可							
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームルート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること							
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること							
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること							
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可							
	フロアマット	前席、後席分							
	サイドバイザー	前席、後席分							
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具							
	安公地在学	有							
	寒冷地仕様	(無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)							
冬期	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること シーズン毎の交換については受注者で行うこと							
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること 摩耗時の交換については受注者で行うこと							

令和8~11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書④

	類型	小型乗用車(四輪(ガソリン)自動車)※軽四輪自動車を除く							
駆動方	式 等	4 W D							
スタッドレス	マタイヤ装着の有無	有							
台	数	1台							
総排気	皇	900cc~1,500cc							
車両重	皇	1,500kg以内							
全	長	3,800mm以内							
全	幅	1,700mm以内							
全	高	1,800mm以内							
荷	室	分割可倒式リアシート							
乗車定	員	5名							
トランスミッ	ション	オートマチック限定免許で運転可能なもの							
使 用 燃	料	無鉛レギュラーガソリン							
車体の	色	シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの							
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車もし							
垛况江北	がり入口に	くは平成30年基準排出ガス75%低減レベル適合車							
	エアバックシステム	運転席及び助手席							
	アンチロックブレーキ	全車に装備							
	ETC車載器	どちらでも可(設置する場合はセットアップ作業の実施を含む)							
	空調	オート又はマニュアルエアコン							
	室内寸法 長	2,000mm以上							
	カーナビゲーション	必須(セットアップ作業の実施を含む) 純正品のカーナビが、Bluetooth機能等によるスマートフォンとの接続を必須とする場合、スマートフォンとの接続が不要のカーナビを別途装備すること							
壮併		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受注者において更新作業及び更新SDカードを用意すること							
装備	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可							
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可							
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームルート27fps以上、記録媒体 microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること							
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること							
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること							
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可							
	フロアマット	前席、後席分							
	サイドバイザー	前席、後席分							
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具							
	寒冷地仕様	有							
	冬/中心正像	(無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)							
冬期	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること シーズン毎の交換については受注者で行うこと							
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること 摩耗時の交換については受注者で行うこと							

通番	官署名	納車住所	仕様書 小型乗用車	年間見込走行 距離(年・km)
1	青森労働局 職業安定部	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	1)	13,892km
2	弘前労働基準監督署	弘前市南富田町 5 - 1	2	14,140km
3	野辺地公共職業安定所	上北郡野辺地町字昼場12-1	3	12,489km
4	三沢公共職業安定所 十和田出張所	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1階	4	3,815km

令和8~11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 事業所・整備工場等一覧

通番	官署名	納車先				事業所	整備工場				
ル田	四日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	住所		担当者	名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地
1	青森労働局 職業安定部	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-721-2000	安定課長補佐、庶務担当者	0000	00	○○県○○市○○○-○-○	00-0000-0000	〇〇会社	00	00県00市000-0-0
2	弘前労働基準監督署	弘前市南富田町 5 – 1	0172-33-6411	監督課長、庶務担当者	0000	00	00県00市000-0-0	00-0000-0000	〇〇会社	00	00県00市000-0-0
3	野辺地公共職業安定所	上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609	庶務課長、庶務担当者	0000	00	00県00市000-0-0	00-0000-0000	〇〇会社	00	00県00市000-0-0
4	三沢公共職業安定所 十和田出張所	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1階	0176-23-5361	庶務課長、庶務担当者	0000	00	00県00市000-0-0	00-0000-0000	〇〇会社	00	○○県○○市○○○-○-○

電話番号
00-0000-0000
00-0000-0000
00-0000-0000
00-0000-0000

※予定はセルを黄色に色づけすること

通番	官署名	仕様書 小型乗用車	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	6か月安全/	法定12か月 点検日	継続検査	備考
1	青森労働局 職業安定部	1	000	000	000	000	000	000	000	000	000	〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙のよおり
2	弘前労働基準監督署	2	000	000	000	000	000	000	900	000	000	
3	野辺地公共職業安定所	3	000	000	000	000	000	000	000	000	000	
4	三沢公共職業安定所 十和田出張所	4	000	000	000	000	000	000	000	000	000	

都度列を追加

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること

自動車維持に係る費用 別紙7

○ リース代金に含める項目

	車両代金	受注者の負担とすること						
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む						
車両費用	環境性能割	契約期間中対応						
	自動車税	契約期間中対応						
	自動車重量税	契約期間中対応						
自動車損害賠	提賞責任保険料	契約期間中対応						
対人賠償保険		無制限(免責なし)						
	対物賠償保険	無制限(免責なし)						
	人身傷害保険	不担保						
任意保険料	無保険車傷害保険	不担保						
1 任息休陕村	車両保険	リース車両を補償できる額(一般型)(免責額10万円)						
		① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。						
	特約その他	② 運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること。						
		③ 弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること。						
	継続車検整備	納車・引き取りを含まない。						
	12か月点検	納車・引き取りを含まない。						
	6か月点検	納車・引き取りを含まない。						
	事故修理	引き取りを含まない。						
	一般修理・故障修理	納車・引き取りを含まない。						
メンテナン	一般消耗品部品交換	バッテリー交換及びライトの電球交換、エアコンのヒューズ交換及びエアコンガス充填を含む						
スサービス	エンジンオイル交換	車検、12か月点検、6か月点検時に必要があれば交換を行う。						
// 2/	オイルエレメント交換	車検、12か月点検、6か月点検時に必要があれば交換を行う。						
	エアフィルター交換	車検、12か月点検、6か月点検時に必要があれば交換を行う。						
	バッテリー交換・補充	上記「一般消耗品部品交換」時、車検、12か月点検、6か月点検時に必要があれば交換を行う。						
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数・ホイールバランスを含む						
	点検修理時の代車	2日以上の法定整備及び故障整備の際に対応						
1								

令和8~11年度 青森労働局の業務用自動車賃貸借業務 契約金額内訳書

			令和8年	度		令和9年	度		令和10年	度	令和11年度			
•		単価 [税抜]	消費税	小計	単価 〔税抜〕	消費税	小計	単価 〔税抜〕	消費税	小計	単価 [税抜]	消費税	小計	
	4月	UDCIAC		0	UDCIACI		0			0	UDESKU		O	
	5月			0			0			0			o	
育	6月			0			0			0			C	
杂	7月			0			0			0			0	
o Din	8月			0			0			0			0	
森労働局 安定部	9月			0			0			0			0	
	10月			0			0			0			0	
7	11月			0			0			0			0	
Ē	12月			0			0			0				
HS.														
ı	1月			0			0			0			0	
·	2月			0			0			0			0	
	3月			0			0			0			0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O	
	4月			0			0			0			O	
	5月			0			0			0			O	
Ţ	6月			0			0			0			O	
Ī	7月	-		0	-		0	-		0			0	
÷ b	8月			0			0			0			0	
基	9月			0			0			0			0	
Ė	10月			0			0			0				
単左	\vdash												_	
e F	11月			0			0			0			(
3	12月			0			0			0			(
L	1月			0			0			0			· ·	
Ė	2月			0			0			0				
	\vdash												•	
	3月			0			0			0			(
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	
	4月			0			0			0			C	
F	5月			0			0			0			C	
1	6月			0			0			0			C	
Ħ	7月			0			0			0			0	
<u>`</u>	8月			0			0			0			0	
₩	9月			0			0			0			(
Ė	10月			0			0			0			(
ŧ	11月			0			0			0			(
也公共裁判安定	12月			0			0			0			(
f	1月			0			0			0			(
L	2月			0			0			0			(
}	3月			0			0			0			(
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
Ē	5月			0			0			0			0	
4														
	6月			0			0			0				
ŧ	7月			0			0			0			(
•	8月			0			0			0			(
ř	9月			0			0			0			C	
	10月			0			0			0			C	
þ	11月			0			0			0			(
1	12月			0			0			0			C	
上旬 日 出 長 折	1月			0			0			0			(
î	2月			0			0			0			(
1	3月			0			0			0			(
₽	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	#	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(消費税額)